

【大島支庁 土木課】

今年も台風等による大きな災害が日本各地で発生しており、より一層の土砂災害対策が求められています。今回は、6月30日に指定された大島町の「土砂災害防止法による土砂災害警戒区域（549箇所）・特別警戒区域（512箇所）」について、指定後、どのような点に気を付けていただくか等についてご紹介いたします。

指定が行われると特別警戒区域内では建築物の構造規制や開発行為が許可制になります。

また、警戒区域が指定されたことによる警戒避難態勢の見直しが大島町により行われ、新たなハザードマップが配布されますのでご確認いただき、気象・避難情報により、早めで安全な避難行動を行っていただくようお願いします。

これらのソフト対策と、都や町が整備する砂防施設等のハード対策とが両輪となって、土砂災害による被害軽減が図られることとなります。

今後、27年度に利島村、新島村、28年度に神津島村の基礎調査を実施し指定を順次進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
